

# 『源氏物語』 六条院における家と系図

——邸第呼称「大殿」に着目して——

櫛 井 亜 依

はじめに

これまで、光源氏の邸第には二条院、二条東院など、「院」という皇室所領であることを示す邸第呼称が用いられてきた。六条の「ふる宮」に造営された六条院には、それに加え、これまで光源氏の邸第には用いられなかった「大殿」という邸第呼称が用いられるようになる。本稿では、この邸第呼称の意味するところを捉えるところともに、物語にもたらす意義を考察することを目的とする。

六条院について、「大殿」という邸第呼称が用いられたのは、次の三箇所である。<sup>①</sup>

- ① 右近は大殿に参りぬ。このことをかすめ聞こゆるついでもやとて急ぐなりけり。御門引き入るるより、けはひことに広々として、まかで参りする車多くまよふ。数ならで立ち出づるも、

まばゆき心地する玉の台なり。 (玉鬘、三卷、一一八頁)<sup>②</sup>

- ② 豊後介の心ばへをありがたきものに君も思し知り、右近も思ひ言ふ。おほぞうなるは事も怠りぬべしとて、こなたの家司ども定め、あるべきことどもおきてさせたまふ。豊後介もなりぬ。年ごろ田舎び沈みたりし心地に、にはかになごりもなく、いかでか、仮にても立ち出で見るべきよすがなくおほえし大殿の内を、朝夕に出で入りならし、人を従へ、事行ふ身となれるは、いみじき面目と思ひけり。 (玉鬘、三卷、一三三頁)

- ③ 夜も明けぬ。朝ぼらけの鳥の囀を、中宮は、物隔ててねたう聞こしめしけり。いつも春の光を籠めたまへる大殿なれど、心をつくるよすがのまたなきを飽かぬことに思す人々もありけるに、西の対の姫君、事もなき御ありさま、大臣の君も、わざと思しあがめきこえたまふ御気色など、みな世に聞こえ出でて、

思しもしるく、心なびかしたまふ人多かるべし。

(胡蝶、三卷、一六九頁)

これらの六条院を示す「大殿」の用例は、いわゆる玉鬘十帖の冒頭の巻に集中している。この箇所に関して、現代の主な注釈書には次のように注が付されている。

①「大殿」

(玉上評釈) お邸<sup>③</sup>

(新潮集成) 六条の院。<sup>④</sup>

(新大系) 源氏の邸、六条院。<sup>⑤</sup>

(新編全集) 六条院。<sup>⑥</sup>

②「大殿」

(玉上評釈) 大殿<sup>⑦</sup>

(新潮集成) 六条の院。<sup>⑧</sup>

(新大系) 注なし。

(新編全集) 六条院。<sup>⑨</sup>

③「春の光を籠めたまへる大殿」

(玉上評釈) いつも春の光が一杯の六条の院ではあるが<sup>⑩</sup>

(新潮集成) この紫の上の御殿は、いつも春の光に満ちている

ような明るくはなやかなお邸であるが。<sup>⑪</sup>

(新大系) 紫上の御殿をさす。<sup>⑫</sup>

(新編全集) 六条院全体をさす。<sup>⑬</sup>

このように、「大殿」について、具体的には六条院を指すということを示す注がほとんどであり、唯一解釈が分かれているのは③の例である。③の例では、六条院全体を指すのか、あるいは紫の上の住む春の町を指すのかという点において解釈が分かれている。この検討は後述するが、いずれの注釈書も六条院の邸第呼称として初出であることについての言及はなく、また「大殿」という表現の意味自体を解釈するものもない。

では、玉鬘十帖の冒頭においてこのように用いられている六条院の邸第呼称「大殿」とは、どのような意味があるのだろうか。

『源氏物語』の「大殿」という語については、これまで人物呼称の用例が着目され、論じられてきた。葵の上の人物呼称としての「大殿」に触れた先行研究として、武者小路辰子氏の指摘がある。

「左大臣の姫君」であり、「左大臣の君」であり、一番よく使われるのは「大殿には」という言い方である。それは、彼女をとりまく父大臣、母大宮、多くの見識高き女房たち以下で構成

される左大臣家の意向をふくむこともあって、この名ざしこそ、その左大臣邸の奥の間の姫君の概念規定を的確に言い得ている。<sup>⑭</sup>

武者小路氏の指摘の中でとくに着目したいのは、葵の上を「左大臣家」という組織の中で捉えていることである。一方、陳斐寧氏が

人物呼称としての「大殿」について、次のように論じている。

このように、物語が藤原摂関時代における摂政・関白・内覧たちが太政官政務に携わることによって、獲得しえた「大殿」という呼称を光源氏に与えた設定は、以下のような理由が窺われよう。一世源氏として生まれた主人公の光源氏は、歴史上に藤原氏だけに許される地位である摂政・関白・内覧に昇ることができない前提を踏まえたくて、作者は、敢えて「大殿」という呼称を選び取って、この呼称は、朝廷の執政者を指し示すものとして光源氏の位置づけに生きてくる。「大殿」という呼称は、物語において執政者としての表現性を獲得したのではなかったか。<sup>16)</sup>

陳氏は、古記録の中で「大殿」と称された人物の経歴を確認することで、「大殿」がどのような政治的立場の人物の呼称であったかを指摘した。その上で、『源氏物語』の「大殿」という人物呼称が用いられる左大臣、右大臣、光源氏は執政者として位置づけられ、藤原氏の中で一世源氏の光源氏が敢えて同じ呼称を用いられたことに意味を見出し出している。陳氏の指摘において、古記録からみる人物の政治的位置づけから『源氏物語』における人物の政治的位置づけも捉えることができるのは首肯される。では、邸第呼称「大殿」は、人物呼称と同様に解釈することができるのだろうか。

これまで拙稿<sup>16)</sup>にて論じてきたように『源氏物語』においては、邸第呼称によって、邸第のありよう、またその邸第にいる人物のありようが表れていた。六条院に「大殿」という邸第呼称が用いられていることには、どのような意味があるのだろうか。

以下、「大殿」という用例から邸第呼称として用いられているものを検討することで、玉鬘巻と胡蝶巻における六条院の邸第呼称「大殿」の意味を考察していきたい。

#### 一、「大殿」という邸第呼称

『源氏物語』において、「大殿」という邸第呼称によって示される邸第は、左大臣邸、右大臣邸、六条院、内大臣（藤裏葉巻で太政大臣になる）邸の四つの邸第である。<sup>17)</sup> まず、六条院以外の三つの邸第を指す用例から確認していきたい。次に挙げたのは、「大殿」の全用例から、この三つの邸第を指す用例を抜き出したものである。左大臣邸を表わす用例は一五例、右大臣邸一例、内大臣邸六例である。

#### 左大臣邸を示す「大殿」の用例

④ 大人になりたまひて後は、ありしやうに、御簾の内にも入れたまはず、御遊びのをりをり、琴笛の音に聞こえ通ひ、ほのかなる御声を慰めて、内裏住みのみ好ましくおぼえたまふ。五六日さぶらひたまひて、大殿に二三日など、絶え絶えにまか

たまへど、ただ今は、幼き御ほどに、罪なく思しなして、いとなみかしづきこえたまふ。  
(桐壺、一卷、四九頁)

⑤ まだ中将などにものしたまひし時は、内裏にのみさぶらひようしたまひて、大殿には絶え絶えまかでたまふ。  
(帚木、一卷、五三頁)

⑥ このほどは大殿にのみおはします。なほ、いとつき絶えて、思ふらむことのいとほしく御心にかかりて、苦しく思しわびて、紀伊守を召したり。  
(帚木、一卷、一〇五頁)

⑦ 秋にもなりぬ。人やりならず心づくしに思し乱るることもありて、大殿には絶え間おきつつ、恨めしくのみ思ひきこえたまへり。  
(帚木、一卷、一四六頁)

⑧ 殿の内の人、足を空にて思ひまどふ。内裏より御使雨の脚よりもけにしげし。思し嘆きおはしますを聞きたまふにいとかたじけなくて、せめて強く思しなる。大殿も経営したまひて、大臣日々に渡りたまひつつ、さまざまのことをせさせたまふしるしにや、二十余日いと重くわづらひたまへれど、ことなるなり残らずおこたるさまに見えたまふ。(夕顔、一卷、一八三頁)

⑨ 御車に奉るほど、大殿より、「いづちともなくておはしましにけること」とて、御迎への人々、君たちなどあまた参りたまへり。  
(若紫、一卷、一二二頁)

⑩ 君は大殿におはしけるに、例の、女君、とみにも対面したまはず。  
(若紫、一卷、二五一頁)

⑪ おのおの契れる方にも、あまえて行き別れたまはず、一つ車に乗りて、月のをかしきほどに雲隠れたる道のほど、笛吹きあはせて大殿におはしぬ。  
(未摘花、一卷、二七三頁)

⑫ 大臣夜に入りてまかでたまふにひかれたてまつりて、大殿におはしましぬ。  
(未摘花、一卷、二八七頁)

⑬ 二三日内裏にさぶらひ大殿にもおはするをりは、いといたく屈しなどしたまへば、心苦しうて、母なき子持たらむ心地して、歩きも静心なくおぼえたまふ。  
(紅葉賀、一卷、三二七頁)

⑭ 内裏より、大殿にまかでたまへれば、例の、うつはしうよそほしき御さまにて、心うつくしき御気色もなく苦しければ、「今年よりだに、すこし世づきてあらためたまふ御心見えば、いかにうれしからむ」など聞こえたまへど、わざと人すゑてかじづきたまふと聞きたまひしよりは、やむごとく思し定めたることにこそはと心のみおかれて、いとど疎く恥ずかしく思さるべし、しひて見知らぬやうにもてなして、乱れたる御けはひにはえしも心強からず、御答へなどうち聞こえたまへるは、なほ人よりはいとことなり。  
(紅葉賀、一卷、三三二頁)

⑮ わが御方に臥したまひて、胸のやる方なきほど過ぐして、大

殿へと思す。

(紅葉賀、一卷、三三〇頁)

- ⑩ 大殿にも久しうなりにけると思せど、若君も心苦しければ、こしらへむと思して、二条院へおはしぬ。見るままに、いとうつくしげに生ひなりて、愛敬づき、らうらうじき心はへいとことなり。

(花宴、一卷、三六一頁)

- ⑪ 朔日は、例の、院に参りたまひてぞ、内裏、春宮などにも参りたまふ。それより大殿にまかてたまへり。

(葵、二卷、七七頁)

- ⑫ 二三日かねて、夜に隠れて大殿に渡りたまへり。網代車のうちやつれたるにて、女車のやうにて隠ろへ入りたまふも、いとあはれに夢とのみ見ゆ。

(須磨、二卷、一六四頁)

右大臣邸を示す「大殿」の用例

- ⑬ とこそせう参り集ひたまひし上達部など、道を避きつつひき過ぎて、むかひの大殿に集ひたまふを、かかるべきことなれど、あはれに思さるるに、千人にもかへつべき御さまにて、深く尋ね参りたまへるを見るに、あいなく涙ぐまる。

(賢木、二卷、一三五頁)

内大臣邸を示す「大殿」の用例

- ⑭ 近衛府の使は、頭中将なりけり。かの大殿にて、出で立つ所よりぞ人々は参りたまうける。藤典侍も使なりけり。

(藤裏葉、三卷、四四七頁)

- ⑮ 督の君は、なほ大殿の東の対に、独り住みにてぞものしたまひける。

(若菜上、四卷、一四七頁)

- ⑯ 女宮の御もとも参でたまはで、大殿へぞ忍びておはしぬる。うち臥したれど目もあはず、見つる夢のさだかにあはむことも難きをさへ思ふに、かの猫のありしさま、いと恋しく思ひ出でらる。

(若菜下、四卷、二二九頁)

- ⑰ 大殿に待ちうけきこえたまひて、よろづに騒ぎたまふ。さるは、たちまちにおどろおどろしき御心地のさまにもあらず、月ごろ物などをさらにまゐらざりけるに、いとどはかなき柑子などをだに触れたまはず、ただ、やうやう物に引き入るるやうにぞ見えたまふ。

(若菜下、四卷、二八三頁)

- ⑱ 致仕の大殿にやがて参りたまへれば、君たちあまたものしたまひけり。

(柏木、四卷、三三三頁)

- ⑲ いかさまにしてこのなめげさを見じと思しければ、大殿へ方違へむとて渡りたまひにけるを、女御の里におはするほどなどに対面したまうて、

(夕霧、四卷、四八二頁)

これらの用例を詳細に見ていくと、語の用いられ方に特徴があることが分かる。

まず着目すべき例として取り上げたいのは、左大臣邸を指す用例

の⑧である。左大臣邸を指すこの「大殿」とは、光源氏の正妻、葵の上のいる邸第である。ここには、葵の上の父である左大臣、母である大宮が居住しており、光源氏はここに通っている。この⑧の用例では、同じ文脈の中で、左大臣邸を示す「大殿」と左大臣を示す「大臣」とが、使い分けられて用いられている。ここからは、「大殿」という邸第呼称が、左大臣一人だけを念頭に置いた表現ではないということが見てとれる。

また、今取り上げた⑧に加え、⑨、⑬の例は、左大臣邸という邸第そのものを指すだけでなく、左大臣家という組織を指していると解釈できる。同様に⑭についても、致仕の大臣家という組織を指す例であると考えられる。とくにこの⑧と⑭は類似する例であり、光源氏（左大臣家の婿）と柏木（致仕の大臣の息子）の体調の悪化に家全体が騒いでいるという文脈の中で用いられている。

さらに、⑯の例について詳細に確認したい。⑯では、光源氏によって「大殿」と「若君」とが対比される形で語が用いられている。

この「若君」は二条院に引き取った「紫のゆかり」である紫の上のことであり、女君のもとへ通う男君、という立場から葵の上と紫の上がこのように対比されているものと思われる。つまり、このような対比から、⑯においては、左大臣邸の中の、とくに葵の上の居所を指していることがうかがえる。また⑳の例も、直前の文章から、

「近衛府の使」として「頭中將」（柏木）が出發するにあたって人々がそこへ参上したということであり、「大殿」が指すのは内大臣邸の中のとくに柏木の居所を指しているということが分かる。

以上の用例から、「大殿」という邸第呼称について見たとき、先述したように人物呼称としての「大殿」について指摘されたことをそのまま邸第呼称に置き換えて解釈することはできないことが分かる。つまり、特定の政治的位置づけの人物の所有する邸第、という意味ではない。「大殿」とは、そこに存在している家という組織を前提とした表現であり、先に挙げた⑯、⑳のように、人物の行動によって、その家の組織の中のとくに誰の居所を指しているのが表わされる表現だといえる。「大殿」という邸第呼称を捉えるにあたっては、この家という組織の存在が重要なのではないだろうか。

## 二、六条院の邸第呼称としての「大殿」

ここでは、六条院を指す「大殿」が用いられている三箇所を詳細に見ていきたい。

まず冒頭に挙げた本文①の用例に着目したい。ここで「大殿」（六条院）へ参上しているのは右近である。右近は、もともとは夕顔付きの女房であったが、夕顔の死去とともに、光源氏付きの女房として二条院に引き取られ、光源氏の須磨流離の際に紫の上付きの

女房となる。この①の場面は、長谷寺参詣の際に再会した玉鬘のことを光源氏に報告するために六条院に参上するところである。ここで初めて六条院に「大殿」という邸第呼称が用いられる。

次に、②で「大殿」に出入りしているのは豊後介である。豊後介は、筑紫から京へ玉鬘を連れ帰った人物で、六条院に玉鬘を迎えられた後、玉鬘方の家司になる。この場面では、自分が顔出しできるとは思ってもみなかった六条院に出入りできる身分となったことに喜んでいと語られている。

この二例は、同じ玉鬘巻の例であり、いずれも邸第を讚美しながら、そこへ自分が仕えていることを意識する文脈で用いられている。また、①と②の例は、前掲の⑯や⑳と同様の例であると考えられる。①の右近の場合ならば、六条院へ参上し、紫の上の所に行くことで光源氏に玉鬘のことを告げようという意図があつたのだから、この「大殿」は広くは六条院、具体的には光源氏の居所を指すと解することができるといえる。また②の豊後介の場合ならば、玉鬘方の家司であるから、具体的には玉鬘の居所を指しているといえるだろう。

しかし、ここでは、それぞれ春の町や夏の町西の対など、具体的な居所を示す直接的表現ではなく、「大殿」という邸第呼称が用いられていることに留意したい。前章で述べたように、「大殿」は、家という組織を前提とした邸第呼称であつた。それを踏まえるなら

ば、ひとつひとつの町ではなく、六条院全体が一つの家という組織として捉えられているということができないのではないだろうか。また、右近や豊後介による邸第讚美も、この家という組織の一部（女房、家司）として、そこに仕える喜びを表わしたものだといえるだろう。

では、次に③を見ていきたい。③は、「いつも春の光を籠めたまへる大殿なれど、心をつくるよすがのまたなきを飽かぬことに思す」という周囲の思いが語り手によって述べられている。この「春の光を籠めたまへる大殿」については、先にも述べたように解釈が分かれているところである。それは、これは「春の光を籠めたまへる」という表現から、春の町に限定して述べているものとして解釈するかどうかの違いによるものと考えられる。

確かに「春の光を籠めたまへる大殿」という表現は、春の町を中心とした表現だといえるだろう。しかし、春の町のことと限定して解釈することには問題がある。なぜならば、「大殿」という語が用いられているからである。これまで見てきた「大殿」の用例は、⑯、⑳のように、人物の行動によつて、その家の組織の中のとくに誰の居所かということを特定できた。しかしそれは裏返せば、どこにせよ、その居所は家の組織の中の一部として捉えられている表現だともいえる。この③の例も、紫の上の居所を指す「春の町」や「春の

御前」ではなく、「大殿」という表現が用いられていることに留意したい。つまり、この箇所解釈としては、胡蝶巻のこの場面の季節は春であり、春の町を中心として六条院という家全体が光をたたえているようだ、と解釈するのが適切ではないか。また、家全体のこととして解釈できるのは、③後半の「西の対の姫君、事もなき御ありさま、大臣の君も、わざと思しあがめきこえたまふ御気色など、みな世に聞こえ出でて、思しもしるく、心なびかしたまふ人多かるべし。」という箇所からも言えるのではないか。すなわち、六条院という家全体のことと捉えられているからこそ、紫の上の實子でなくても、「西の対の姫君」で人々の要求は満たされるのである。この箇所に関して、玉上琢彌氏は次のように述べている。

去年の冬から、西の対の花散里のもとに、玉鬘の姫が住むことになった。この玉鬘は、美しいばかりでなく源氏が格別にたいせつにしていらつしやる。(中略)源氏の大官がたいせつにしているかどうか、第一条件なのである。<sup>19)</sup>

玉上氏が指摘するように、「人々」が問題としていることは紫の上の娘かどうかではなく、光源氏がかしずき、大切に育てている娘かどうかなのである。ここからは、玉鬘が光源氏の家という組織の一部として認識されていることがうかがえる。六条院の外部の人々によっても一つの家として認識され、玉鬘は六条院の姫君として注

目を集めているということの意味するのである。

### 三三 六条院という「家」がもつ意義

これまで見てきた六条院の邸第呼称である「大殿」三例は、いずれも玉鬘十帖の冒頭部分の巻で用いられており、それは六条院造営直後のことであった。では、玉鬘の六条院入りに伴い、「大殿」という表現が用いられることは、物語においてどのように関わっているのだろうか。本章では、これまで考察してきた六条院の邸第呼称「大殿」の意味するところを、物語の展開の中に戻し、家としての六条院がどのような意義を有するか、捉えていきたい。

右近によつて発見された玉鬘は、光源氏によつて、六条院に迎え取られることになり、居所を夏の町西の対と決定される。そして玉鬘は夏の町の女主人、花散里の預けられる。ここで着目したいのは、次の本文である。傍線部のように玉鬘への対応が発端となり、玉鬘の衣配りが行われることになる。

②6 年の暮に御しつらひのこと、人々の御装束など、やむことなき御列に思しおきてたる、かかりとも田舎びたることなどやと、山がつの方に侮り推しはかりきこえたまひて調じたるも、奉りたまふついでに、織物どもの、我も我もと、手を尽くして織りつつ持て参れる、細長、小桂のいろいろさまさまなるを御覽す



るに、「いと多かりける物どもかな。方々に、うらやみなくこそものすべかりけれ」と、上に聞こえたまへば、御匣殿に仕うまつれるも、こなたにせさせたまへるも、みな取う出させたまへり。  
(玉鬘、三卷、一三四頁)

すでに多く指摘されるように、紫の上に見られながら衣配りが行われることで、紫の上は六条院の他の女君の様子や扱いを知ることになる。この場面によって、紫の上をこのような立場として位置づける契機、また仕掛けとなるのが、玉鬘という人物であるといえる。

そして初音巻において、玉鬘に対する周囲の反応が初めて語られるのが次の本文である。

②7 何の教ならぬ下部どもなどに、この院に参るには心づかひことなりけり。まして若やかなる上達部などは、思ふ心などものしたまひて、すずろに心げさうしたまひつつ、常の年よりもことなり。  
(初音、三卷、一五二頁)

「大殿」用例の③で確認したように、六条院は四つの町ではなく、春の町を中心としつつも六条院全体で一つの家という組織として周囲に認識されていた。この③の用例に先んじて玉鬘の存在が周囲にとつてどのようなものがうかがえるのがこの本文である。

一方、六条院の姫君、玉鬘を実子と知らない内大臣は、光源氏をよく思っていないことが次の本文からうかがえる。

②8 「いで、それは、かの大臣の御むすめと思ふばかりのおほえいといみじきぞ。人の心みなさこそある世なめれ。必ずさしもすぐれじ。人々しきほどならば、年ごろ聞こえなまし。あたら大臣の、塵もつかずこの世には過ぎたまへる御身のおほえありさまに、面だたしき腹に、むすめかしづきて、げに瑕なからむと、思ひやりめでたきがものしたまはぬは。おほかた、子の少なくて、心もとなきなめりかし。劣り腹なれど、明石のおもとの産み出でたるはしも、さる世になき宿世にて、あるやうあらむとおほゆかし。…」  
(常夏、三卷、一三七頁)

ここでは、内大臣は、玉鬘をめぐる周囲の反応は光源氏の娘と思うからであると述べる。そしてそのような玉鬘の話題に関連して、「面だたしき腹」と表現されているように、紫の上は六条院の正妻格として話題にのぼる。

また、このような紫の上の位置づけについての認識は、鬚黒とその北の方の間でも共通したものであった。次に挙げる「大殿」用例の②9、③0は、鬚黒の北の方と鬚黒の会話である。

②9 大殿の北の方と聞こゆるも、他人にやはものしたまふ。かれは、知らぬさまにて生ひ出でたまへる人の、末の世にかく人の親だちもてないたまふつらさをなん、思はしのためふなれど、ここにはともかくも思はずや。…  
(真木柱、三卷、三三二頁)

③〇 大殿の北の方の知りたまふことにはべらず、いつきむすめのやうにてもものしたまへば、かく思ひおとされたる人の上までは知りたまひなや。人の御親げなくこそものしたまふべかれ。…  
(真木柱、三卷、三三二頁)

ここに至るまで、紫の上に「北の方」という呼称が用いられたことはなかつた。この鬚黒の北の方と鬚黒のやりとりにおいて、紫の上が親のように振る舞っているかどうかについては二人の意見が食い違っているが、紫の上が「大殿の北の方」であることについて双方異論はない。また、②⑨の北の方の発言の中で、「大殿の北の方と聞こゆるも」という表現からは、皆が紫の上のことをそう呼んでいるということがうかがえる。さらにここで注意したいのは、周囲の玉鬘の捉え方である。先に述べたように、親がわりとなるのは夏の町の花散里であった。しかし、「大殿」という家の単位で見たととき、六条院という家の女主人は紫の上として認識されている。玉鬘をめぐると一連の出来事は、紫の上の下での問題として、②⑨、③〇のように語られているのである。

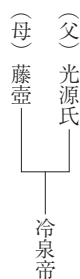
四人の女君がそれぞれ据えられていた四町の邸第は、玉鬘という唯一六条院の中で求婚できる女君が登場したことで、六条院の内外において一つの家として認識されていくことになる。それにとまなつて語られるようになるのが、女主人としての紫の上である。それ

は、玉鬘巻の衣配りに始まり、紫の上に娘がないこと、また六条院の姫君が玉鬘であるのに対して紫の上は六条院の女主人として位置づけられることなど、常に玉鬘が契機となり語られてきた。

六条院の男主人はもちろん、光源氏であろう。そして先に述べたような玉鬘をめぐると語りによって、四人の女君がそれぞれ四町に据えられている六条院において、とくに紫の上が女主人として認識されていく。六条院の真の主については、後の繁栄からみて明石と指摘されたり、また六条ふる宮に六条院が造営されていることから六条御息所一族が中心と指摘されたり、様々な論じられ方がなされている。しかし少なくとも玉鬘巻から藤裏葉巻においては、その語りからは紫の上が女主人であるといえるのではないか。紫の上は、「紫のゆかり」であり、藤壺の身代わりであった。この段階において、物語の語り方から、六条院は光源氏と藤壺のゆかりを主人とする邸第であるといえる。

そして藤裏葉巻で光源氏は准太上天皇になり、冷泉帝の六条院行幸が行われる。光源氏が准太上天皇となったのは、藤壺との密通により生まれた冷泉帝の父だからである。藤壺のゆかりである紫の上が光源氏と対をなす人物として語られ、行幸が行われるこの邸第こそ、光源氏が准太上天皇である理由、存在証明を物語の深層部分において表わしているといえるのではないだろうか。すなわち、紫の

ゆかりによって擬似的に



という系図、言い換えれば、光源氏が准太上天皇となる根拠を示すのが、この時点における六条院のあり方なのである。

まとめ

以上、六条院の邸第呼称「大殿」を検討した結果から、「大殿」と呼ばれる六条院がどのような邸第であるのかを考察してきた。

「大殿」の用例から検討すると、「大殿」は家という組織を前提とした表現であると考えられる。したがって、六条院を指す用例についても、この邸第呼称は、六条院が一つの家として認識されているということを示すものであるといえる。また、六条院を指す「大殿」の全三例は、全て玉鬘の六条院入りに伴う叙述の中で用いられていた。この邸第呼称に示されるように、六条院は一つの家と認識され、その六条院という家の姫君として迎えらるるのが玉鬘であった。このように玉鬘をめぐる語りの中で、六条院を構成する四町がそれぞれ別々のものではなく、一つの家として認識されていくこと

『源氏物語』六条院における家と系図

によって、春の町の女主人であった紫の上が、六条院の女主人として物語に浮上してくるといふ仕掛けになっているのである。

藤裏葉巻で六条院、つまり准太上天皇の邸第に冷泉帝が行幸するとき、そこには、父としての光源氏、母としては藤壺の代わりの「紫のゆかり」、そしてその子である冷泉帝という隠された系図が、六条院という場において表れてくるのである。これこそ、光源氏が准太上天皇となる理由を邸第のあり方に象徴させて描く物語の方法の一つであると言えるだろう。言い換えれば、准太上天皇である光源氏の存在証明が、この六条院のあり方に表れているのではないだろうか。

『源氏物語』において、邸第のあり方はその時点における人物を象徴するものであるといえるだろう。本稿で示したこの六条院の系図は、女三宮の降嫁によって変化することになる。これについては、別稿に譲りたい。

注

- ① 異同に関しては、陽明文庫本、麦生本といった別本が「殿」や「六条殿」となっていたが、青表紙本系、河内本系に異同はない。今回は別本の異同は考察対象から除外したい。
- ② 『源氏物語』本文は、全て新編日本古典文学全集（小学館）によった。
- ③ 玉上琢磨『源氏物語評釈』第五巻、角川書店、一九六五年二月、一

- 三頁、訳。
- ④ 石田穰二、清水好子校注『新潮日本古典集成 源氏物語二』、新潮社、一九七八年五月、三一〇頁。
- ⑤ 柳井滋、室伏信助、大朝雄二、鈴木日出男、藤井貞和、今西祐一郎校注『新日本古典文学大系 源氏物語二』、岩波書店、一九九四年一月、三五六頁。
- ⑥ 阿部秋生、秋山慶、今井源衛、鈴木日出男校注『新編日本古典文学全集 源氏物語③』、小学館、一九九六年一月、一一八頁。
- ⑦ ③に同じ、一三六頁、訳。
- ⑧ ④に同じ、一三四頁。
- ⑨ ⑥に同じ、一三三頁。
- ⑩ ③に同じ、二二八頁、訳。
- ⑪ 石田穰二、清水好子校注『新潮日本古典集成 源氏物語四』、新潮社、一九七九年二月、三五五頁。
- ⑫ ⑤に同じ、四〇三頁。
- ⑬ ⑥に同じ、一六九頁。
- ⑭ 武者小路辰子『源氏物語の結婚観』、山岸徳平・岡一男監修『源氏物語講座第五巻 思想と背景』、有精堂出版、一九七一年九月、五七頁。
- ⑮ 陳斐寧『大殿』としての光源氏——執政者への方法をめぐって——『国文学研究ノート』第四〇号、二〇〇六年一月。
- ⑯ 拙稿『源氏物語』二条東院から六条院の階梯——邸第と人物の据え直し——、『文化学年報』五九号、二〇一〇年三月）、『源氏物語』少女巻における六条院造宮の意義——「ふる宮」という表現をめぐって——、『文化学年報』六〇号、二〇一一年三月）。
- ⑰ 「大殿」の用例を検討するにあたり、新編全集で「大殿」と漢字表記された語は、新編全集の底本においては「おほいと」「おほと」「大

殿」という表記がなされている。このように表記は異なるが、「おほいと」や「おほと」など平仮名表記された語のいずれも漢字「大殿」の読みとして考えられるため、本稿では、表記および読み方の別は問わず、全ての表記を考察対象とした。

⑱ 本発表で用いる「家」という概念については、前掲⑭の引用箇所にて「彼女をとりまく父大臣、母大宮、多くの見識高き女房たち以下で構成される左大臣家」と説明されたことを踏まえて、家系・血筋を根幹とし、かつ、共時的には平安時代の状況を鑑み、そこに仕え、帰属している女房なども含み、形成された集団組織を指すものと規定したい。

⑲ ③に同じ、二二九頁。

#### 〔付記〕

本稿は、本学二〇一〇年度総合演習にて行った口頭発表を加筆修正したものです。貴重なご意見、ご教示をくださった方々に心より御礼申し上げます。